

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)										
事業名		過徴納保険料の払戻し等に必要な経費 (年金特別会計健康勘定)		担当部局庁		保険局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		昭和22年度		担当課室		保険課全国健康保険協会管理室		藤田 学		
会計区分		年金特別会計健康勘定		施策名		Ⅳ－２－１ 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		健康保険法第155条、第156条、第160条、第161条 船員保険法第114条、第116条、第120条、第121条		関係する計画、通知等		なし				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		健康保険事業及び船員保険事業に要する費用に充てるために徴収する保険料については、納付義務者に適切な負担を求める。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		国において徴収した保険料について、被保険者資格あるいは被保険者の標準報酬月額等に関する手続きが遡及して行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を求める観点から、徴収不足が生じた場合には、あらためて納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行う。								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☒ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		予算の状況	当初予算	2,690	2,095	1,536	1,479	2,426		
			補正予算			156				
			繰越し等							
			計	2,690	2,095	1,692	1,479	2,426		
			執行額	1,152	1,121	1,692				
			執行率 (%)	42.8%	53.5%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
		過徴収した保険料の還付であるため定量的な指標が困難。			成果実績	—	—	—	—	—
					達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		過徴収した保険料の還付であるため定量的な指標が困難。			活動実績 (当初見込み)	—	—	—	—	—
						(—)	(—)	(—)		
単位当たりコスト		— (円／ —)			算出根拠	—				
平成24・25年度予算内訳	費 目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	諸支出金		1,478	2,426	直近の支出実績から積算したもの					
	計		1,478	2,426						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	健康保険料の過誤納が生じた場合の保険料の払い戻しを行う事業であり、適切な保険料負担を求める観点から必要不可欠な事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本事業は、安定的かつ継続的に行うことが求められる事業であることから、国において行うべき事業である。
	△	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	発生事由はさまざまであるが、本費用は発生した額そのものを還付するため、必要額が不足する事態は避けるべきであり、不用額が発生することはやむを得ない。
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	健康保険料を過誤納した被保険者への保険料の払戻金であり、受益者との負担関係は妥当である。
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	健康保険料を過誤納した被保険者への保険料の払戻金であり、真に必要な経費に限定されている。
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
	過誤納保険料等は、その保険料の徴収を行った者が、納付を行った者（あるいはその代理人）に対して、還付すべきであり、それ以外の組み合わせは原則としてあり得ない。 また予算執行上で不用額を生じたとしても、還付の発生理由がさまざまであることから、その原因を詳細に把握することは不可能である。過去の実績をもとに予算要求額を適切と思われる水準に調整していく以外にない。 20年10月以降においては保険料の還付業務の一部（任意継続被保険者の保険料の還付）を全国健康保険協会で行う様になったため、予算要求水準の見極めが難しかったが、年々その水準を精査し、予算要求額を抑制、相対的に執行率を上昇させているところである。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性の観点からの評価は概ね妥当である。引き続き適正な執行に努めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
現状通り	－		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
――			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	226	平成23年行政事業レビュー	740

※平成23年度実績を記入

平成23年度実績

厚生労働省
1,692 百万円

(賠償償還及払戻金として、過誤納付者へ還付)



A 事業主等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について 記載する。費 目と使途の双方 で実情が分かる ように記載)	A.事業主等			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	賠償償還及 払戻金	過誤納保険料の払戻し等	1,692			
	計		1,692	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	事業主等	健康保険料の納付	1,692		